

寝屋川市空き家リノベーション設計・監理費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年4月1日

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市空き家リノベーション設計・監理費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

寝屋川市空き家リノベーション設計・監理費補助金交付要綱（令和2年9月1日制定）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「空き家等の流通推進を図るために構成された組織である寝屋川空き家流通推進プラットフォーム(以下「プラットフォーム」という。)を通じて成約した空き家等をいう。」を「建築物で居住その他の使用がなされていない、築年数10年以上のものをいう。(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のものを除く。)」に、第3号中「寝屋川市と寝屋川空き家流通推進プラットフォームにおけるリノベーションに係る設計・監理に関する覚書を締結した建築家」を「公益社団法人日本建築家協会に所属している建築士」に改める。

第2条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 子育て世代 夫、妻いずれかが満40歳未満の夫婦を構成している世代をいう。

第3条中「使用目的のない空き家等の新たな市場流通を促し、」を削り、「世帯」の次に「、世代」を加える。

第4条第1項、第1号から第3号まで、第2項の規定中「世帯」の次に「又

は世代」を加える。

第6条第1号中「子育て世帯」の次に「又は世代」を加える。

第6条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 配置図、各階平面図、2面以上の立面図（リノベーション後のものに限る。）

第7条第1項中「世帯」の次に「、世代」を加え、「3年以内」を「5年以内」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

寝屋川市空き家リノベーション設計・監理費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 空き家流通補助金の一環とする、寝屋川市空き家リノベーション設計・監理費補助金（以下「空き家リノベーション設計・監理費補助金」という。）の交付については、寝屋川市補助金等交付規則（平成12年寝屋川市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 寝屋川市内の建築物で居住その他の使用がなされていない、築年数10年以上のものをいう。（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のものを除く。）
- (2) リノベーション 既存建物に大規模な修繕工事を行い、間取り変更など、新たな住まいの機能を向上させ、付加価値を与えることをいう。
- (3) 設計 公益社団法人日本建築家協会に所属している建築士（以下「建築家」という。）の責任において、建築物の建築工事の実施のために必要な図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）を作成することをいう。
- (4) 監理 建築家の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認することをいう。
- (5) 子育て世帯 義務教育修了前の児童（母子手帳等で出産の予定が確認できる胎児を含む。以下「児童」という。）を構成員に含む世帯をいう。
- (6) 子育て世代 夫、妻いずれかが満40歳未満の夫婦を構成している世代をいう。

(補助金の交付等)

第3条 寝屋川市は、市内における空き家等の利活用を推進するとともに子育て世帯、世代の市内への定住を図るため、空き家のリノベーションに伴う設計及び監理に要した経費の一部について、予算の範囲内において、空き家リノベーション設計・監理費補助金を交付する。

(交付対象世帯、世代及び交付対象者)

第4条 空き家リノベーション設計・監理費補助金の交付の対象となる世帯又は世代は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 寝屋川市外から市内へ転入し、寝屋川市内に定住する子育て世帯又は世代
- (2) 子育て世帯又は世代の構成員の全員が寝屋川市暴力団排除条例(平成25年寝屋川市条例第20号)第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (3) 過去に当該補助金の交付申請を行ったことがない世帯又は世代であること。

2 空き家リノベーション設計・監理費補助金の交付の対象となる者は、空き家リノベーション設計・監理費補助金の交付の対象となる世帯又は世代の構成員のうち、当該空き家のリノベーションに伴う設計及び監理の契約を建築家と締結した者、かつ過去に当該補助金の交付申請を行っていない者とする。この場合において、交付の対象となる者が2人以上あるときは、代表者1人が申請するものとする。

(空き家リノベーション設計・監理費補助金の額)

第5条 空き家リノベーション設計・監理費補助金の額は、設計費及び監理費合計額に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

2 空き家リノベーション設計・監理費補助金の額は、1件につき100万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 空き家リノベーション設計・監理費補助金の交付を受けようとする者は、当該空き家のリノベーションに伴う設計の完了日の翌日から起算して90日を経過する日までに、寝屋川市空き家リノベーション設計・監理費補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 子育て世帯又は世代の世帯全員の住民票の写し(申請に係る児童が胎児のみであるときは、母子健康手帳等、出産予定であることが分かる書類の写し)
- (2) リノベーションの設計、監理業務の契約書等の写し
- (3) 誓約書

(4) 第4条第2項後段の規定により代表者が申請するときは、申請する者を代表者とするることについての他の交付の対象となる者の同意書

(5) 配置図、各階平面図、2面以上の立面図(リノベーション後のものに限る。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 市長は、第1項各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において空き家リノベーション設計・監理費補助金の交付を決定し、当該申請を行った者(以下「申請者」という。)に対し、寝屋川市空き家リノベーション設計・監理費補助金交付決定通知書により通知する。この場合において、市長は、空き家リノベーション設計・監理費補助金の交付を受けた子育て世帯、世代が交付の決定の日から5年以内に当該リノベーションを行った住宅に居住しなくなったときは、市長がやむを得ないと認める場合を除き、当該補助金を返還することとする条件を付して、当該補助金の交付の決定をするものとする。

2 前項の規定による審査により、空き家リノベーション設計・監理費補助金の不承認を決定したときは、申請者に対し、寝屋川市空き家リノベーション設計・監理費補助金不承認決定通知書により通知する。

3 空き家リノベーション設計・監理費補助金は、リノベーションに伴う設計の実績に基づき交付の決定を行い、支払うものであることから、規則第11条第1項の規定による実績報告及び規則第13条第1項の規定による補助金の額の確定の通知を要しないものとする。

(補助金の支払請求)

第8条 前条第1項の規定による交付の決定を受けた者は、寝屋川市空き家リノベーション設計・監理費補助金交付請求書を市長に提出して、交付の決定に係る補助金の支払を請求するものとする。

(補助金の支払等)

第9条 市長は、前条の規定による支払の請求を受け付け、適当と認めたときは、当該請求者に請求に係る補助金を支払うものとする。

(証拠書類の整備)

第 10 条 空き家リノベーション設計・監理費補助金の交付を受けた者は、当該補助に係る収入及び支出に関する証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 空き家リノベーション設計・監理費補助金の交付を受けた者は、市長から前項の証拠書類の提出の指示があったときは、当該証拠書類を速やかに提出しなければならない。

(標準処理期間)

第 11 条 規則第 6 条第 1 項に規定する補助金の交付の決定に係る標準処理期間は、30 日とする。

(補助金の返還等)

第 12 条 市長は、空き家リノベーション設計・監理費補助金の交付を受ける者又は受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家リノベーション設計・監理費補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により空き家リノベーション設計・監理費補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(委任等)

第 13 条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、この要綱に定める事務を担当する部長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。